

第27回参議院議員通常選挙 臨時啓発計画

○投票しやすい環境の整備を目的とした事業

番号	事業の種類	事業の内容
1	一部の期日前投票所における混雑状況のリアルタイム配信	県内(一部を除く。)の期日前投票所におけるリアルタイムの混雑状況をインターネット上で配信する。 期間: 令和7年7月4日から令和7年7月19日までの17日間(期日前投票期間中)
2	過去の選挙における投票所及び期日前投票所の混雑状況の周知	過去の参議院議員通常選挙における投票所及び期日前投票所の混雑状況をHPで周知する。 ・ 前回参院選の期日前投票における日別投票者数(投票所別) ・ 前回参院選の当日投票における時間別投票者数(全体)

○主に若者を対象とした事業

番号	事業の種類	事業の内容
3	高等学校及び大学等における啓発	県内高等学校及び大学等に啓発ポスターやチラシを配布し、高校生、大学生等に対して、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを行う。 (1) 期間: 7月20日(投票日)まで (2) 場所: 高等学校、大学、短大及び専門学校等
4	選挙カレッジ生等と協力した県内各地における街頭啓発	選挙カレッジ生等が県内各地で街頭啓発を実施し、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを行う。 (1) 期間: 7月12日(土)ほか (2) 場所: さいたま市内、春日部市内ほか
5	インターネットによる啓発	特設ホームページを作成し、選挙公報、期日前投票所や投票日の情報を提供する。 また、投票日当日の開票速報を実施する。
6	SNSによる啓発	県選挙管理委員会の運営するSNSにより、選挙カレッジ生と協力して、投票日の周知や投票参加の呼び掛け投稿を行う。また、動画を用いた広報も実施する。 期間: 7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間
7	コンビニレジ画面広告	コンビニエンスストアのレジ画面に広告を掲出し、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを行う。 ※ 都道府県選挙管理委員会連合会による共同実施(予定) 掲出店: ローソン 期間: 7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間
8	YouTubeインストリーム広告	YouTubeインストリーム広告を利用した啓発動画の放映を行う。 期間: 7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間
9	LINE広告	LINE広告を利用した啓発動画の放映を行う。 期間: 7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間
10	TVer広告	TVer内での広告を利用した啓発動画の放映を行う。 期間: 7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間
11	ABEMA Ads広告	AbemaTV内での広告を利用した啓発動画の放映を行う。 期間: 7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間

○主に通勤・通学者を対象とした事業

番号	事業の種類	事業の内容
12	電車内動画広告による啓発	電車内に動画広告を掲出し、投票日の周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期間:7月14日から7月20日(投票日)までの7日間 (2)実施事業者:JR、埼玉高速鉄道、西武鉄道
13	自動改札ステッカー広告による啓発	駅の自動改札にステッカー広告を掲出し、投票日の周知を図る。 (1)期間:7月8日から7月20日(投票日)までの13日間 (2)掲出駅:JR、東武鉄道、西武鉄道、埼玉高速鉄道、埼玉新都市交通
14	列車内・駅構内放送による啓発	県内の鉄道各社に協力を依頼し、列車内及び駅構内の放送により鉄道利用者に対し、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを図る。 (1)期間:7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間 (2)実施事業社:調整中
15	大型ビジョン等による啓発	大型ビジョン等に掲出し、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを図る。 (1)期間:7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間 (2)掲出駅:大宮駅付近、川口駅付近、川越駅付近

○全有権者を対象とした事業

番号	事業の種類	事業の内容
16	テレビスポット放送	啓発コマーシャル(15秒)のテレビスポット放送により投票日周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期 間:7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間 (2)放 送 局:テレビ埼玉 (3)放送回数:140回
17	ラジオスポット放送	啓発コマーシャル(20秒)のラジオスポット放送を実施し、投票日周知と投票参加を呼び掛ける。 (1)期 間:7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間 (2)放 送 局:エフエムナックファイブ(NACK5) (3)放送回数:100回
18	不在者投票指定施設における啓発ポスターの掲出	不在者投票指定施設に啓発ポスターを掲出し、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを行う。 期間:7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間
19	啓発用ポスターの作成・配布	県・市区町村庁舎等に啓発用ポスターを掲出し、投票日の周知及び投票参加の呼び掛けを行う。 作成枚数:7,564枚
20	啓発用チラシの作成・配布	啓発用チラシを市町村窓口等で配布し、投票日及び投票方法等の周知を行う。 作成枚数:102,610枚
21	啓発資材の作成・配布	街頭及び市町村窓口等において啓発資材(ウェットティッシュ、コンパクトうちわ)を配布し、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを行う。 作成個数:174,000個(ウェットティッシュ)、80,000個(コンパクトうちわ)
22	懸垂幕の掲出	懸垂幕を掲出し、投票日の周知を行う。 (1)期間:7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間 (2)掲出本数:県庁・地方庁舎・合同庁舎

23	県内金融機関における啓発	県内金融機関に啓発ポスターを掲出し、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを行う。 (1)期間:7月20日(投票日)まで (2)実施金融機関:埼玉りそな銀行、武蔵野銀行
24	公営競技場の場内放送等による啓発	場内放送で、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを行う。 (1)期間:7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間 (2)場所:戸田競艇場、浦和競馬場、大宮競輪場、川口オートレース場、西武園競輪場
25	商業施設に対する投票参加の呼び掛け	啓発ポスターの掲出により、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを行う。 (1)期間:7月20日(投票日)まで (2)依頼先:まるひろ、八木橋、伊勢丹、そごう、西武百貨店、矢尾百貨店、イオン
26	商業施設等のデジタルサイネージによる啓発	県内商業施設等に設置されたデジタルサイネージにおいて啓発動画の放映を行う。 (1)期間:7月14日から7月20日(投票日)までの7日間 (2)場所:ベルク、東武ストア、ウエルシアほか
27	プロスポーツの試合会場における啓発	試合当日、大型電光掲示板及び場内放送で、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを行う。 依頼先:大宮アルディージャ
28	民間企業に対する投票参加の呼び掛け	民間企業団体を通じ、各会員企業の店舗に啓発用ポスターやチラシを配布し、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを行う。 (1)期間:7月3日(公示日)から7月20日(投票日)までの18日間 (2)依頼先:一般社団法人埼玉県商工会議所連合会、埼玉県商工会連合会等

○県の広報媒体を活用した事業

番号	事業の種類	事業の内容
29	県広報番組等による啓発	県広報を活用し、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを行う。 (1)朝情報★埼玉 (2)データ放送「各課フリー枠」
30	県公式SNSによる啓発	県公式のSNSを活用し、投票日の周知と投票参加の呼び掛けを行う。

○視覚障害者を対象とした事業

番号	事業の種類	事業の内容
31	総務省作成「参議院選挙における投票方法等について」(点字版・音声CD)の配布	目の不自由な方に、総務省作成「参議院選挙における投票方法等について」(点字版・音声CD)を配布する。
32	「参議院選挙のお知らせ」(選挙公報点訳版)の配布	目の不自由な方に、「参議院選挙のお知らせ」(選挙公報点訳版)を配布し、候補者等に関する情報提供と投票日の周知を行う。
33	「参議院選挙のお知らせ」(選挙公報音訳版)の配布	目の不自由な方に、「参議院選挙のお知らせ」(選挙公報音訳版)を配布し、候補者等に関する情報提供と投票日の周知を行う。
34	「参議院選挙のお知らせ」(選挙公報拡大文字版)の配布	目の不自由な方、視覚障害者団体に「選挙のお知らせ」(選挙公報拡大文字版)を配布し、候補者等に関する情報提供と投票日の周知を行う。
35	点字版「入場券」お知らせシールの作成・配布	目の不自由な方に配布する投票所入場券に貼付するため、点字によるお知らせシールを作成し、市区町村選挙管理委員会に配布する。

○明るい選挙を呼びかける事業

番号	事業の種類	事業の内容
36	要望書の交付	候補者に要望書を交付し、明るい選挙を呼び掛ける。
37	委員長談話の発表	告示日、投票日に委員長談話を発表し、明るい選挙の実現及び投票参加を呼び掛ける。 実施時期：公示日及び投票日